

水戸市立上大野小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(3) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

(4) 学校及び職員の責務

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の6つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。
- ⑥ いじめ防止、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図るための研修を実施する。

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの未然防止

(ア) 組織的な生徒指導の充実

- ・いじめ防止のための生徒指導委員会等を中心に、いじめの未然防止のための年間指導計画を策定する。
- ・弱者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ・いじめ防止に資する、児童が自主的に行う委員会活動等に対する支援を行う。
 - なかよし集会の実施
 - キッズタイム
 - あいさつ運動の実施
 - ピカピカタイム
 - いじめ防止スローガンの募集

上大野小なかよしのテーマ（平成25年）

感じよう 友だちの気持ち 伝えよう 自分の思い 心の笑顔をみんなでふやそう

(イ) 学級経営の充実

- ・児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ・分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてるようにする。

(ウ) 道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(エ) 体験活動の充実

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、体験活動等の充実を図る。

(オ) 保護者、地域との連携強化

- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図り、地域の教育力を生かした教育活動を計画的に行う。

(カ) 縦割り班活動の実施

- ・縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(キ) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ・全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育を充実させる。

(ク) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ・学区内外小・中学校や保育所と情報交換や交流学习を行う。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・児童対象いじめアンケート調査（毎月）
- ・教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査（随時）

(イ) 相談ポストの活用

- ・保健室前の相談ポストに寄せられた児童からの相談事項について、養護教諭が集約し、生徒指導主事、担任が内容を把握し、生徒指導委員会等組織で対応する。

(ウ) いじめ相談体制

- ・教育相談に関する職員研修を行い共通理解を図る。
- ・毎月の「いじめアンケート」後に、必要に応じて学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ・スクールカウンセラーとの教育相談を設定し、児童、保護者、教員の教育相談の充実に努める。
- ・県「いじめ、体罰解消サポートセンター」、「いじめをなくそうネット目安箱」の周知を図る。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導会議」及び「いじめ防止委員会」を設置する。

< 構成員 >

生徒指導会議：全職員

いじめ防止委員会：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、福祉関係専門家、学校評議員、学校関係者評価委員 等

< 活 動 >

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

<開催>

生徒指導会議：月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

生徒指導委員会：学期1回を原則とする。

イ 関係機関との連携

(ア) スクールサポーターとの連携

- ・児童への指導に関する助言
- ・いじめ防止を主眼とした非行防止教室等の開催

(イ) 児童相談所との連携

- ・いじめ相談等
- ・援助・指導

ウ いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) 「いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

ア 重大事態の定義

- (ア) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- (イ) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- (ウ) 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

イ 重大事態への対処

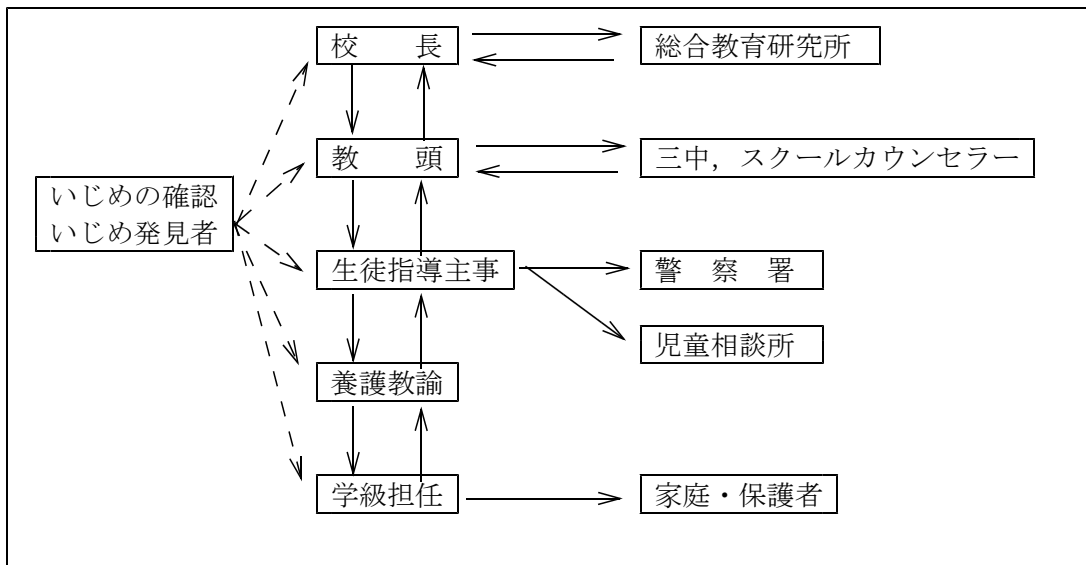
- 重大事態が発生した旨を、水戸市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

<いじめ防止のための年間指導計画>

月	実 施 計 画
4月	○学年間の情報交換，指導記録の引継ぎ ○いじめ対策に係る共通理解，いじめ対策組織編成 ○学級開き，人間関係づくり，学級のルールづくり ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 【PTA 総会時 保護者会】
5月	○校内研修「配慮を要する児童への対応」 ○いじめアンケートと教育相談の実施 ○校内研修「いじめの早期発見と指導のあり方」 ○行事を通じた人間関係づくり【運動会】
6月	○学校生活アンケート ○学校評価の実施→児童・保護者
7月	○学校評価の実施→自己評価 ○学校評価の結果分析と改善策の検討
8月	○校内研修 ○校内研修「配慮を要する児童への対応」
9月	○いじめアンケートと教育相談の実施 ○行事を通じた人間関係づくり【宿泊学習・遠足】
10月	○行事を通じた人間関係づくり【陸上記録会】 ○いじめ防止標語の作成【学級指導】
11月	○学校生活アンケートと教育相談の実施 ○行事を通じた人間関係づくり【6年生遠足】
12月	○人権集会（いじめ防止標語の発表） ○学校評価の実施→児童・保護者 ○学校評価の実施→自己評価 ○学校評価の結果分析と改善策の検討
1月	○いじめアンケートと教育相談の実施
2月	○校内研修「配慮を要する児童への対応」
3月	○記録整理，上学年への引継ぎ情報の作成 ○小・中学校の情報連携のための連絡会の開催

※ キッズタイム，ピカピカタイム，あいさつ運動の実施

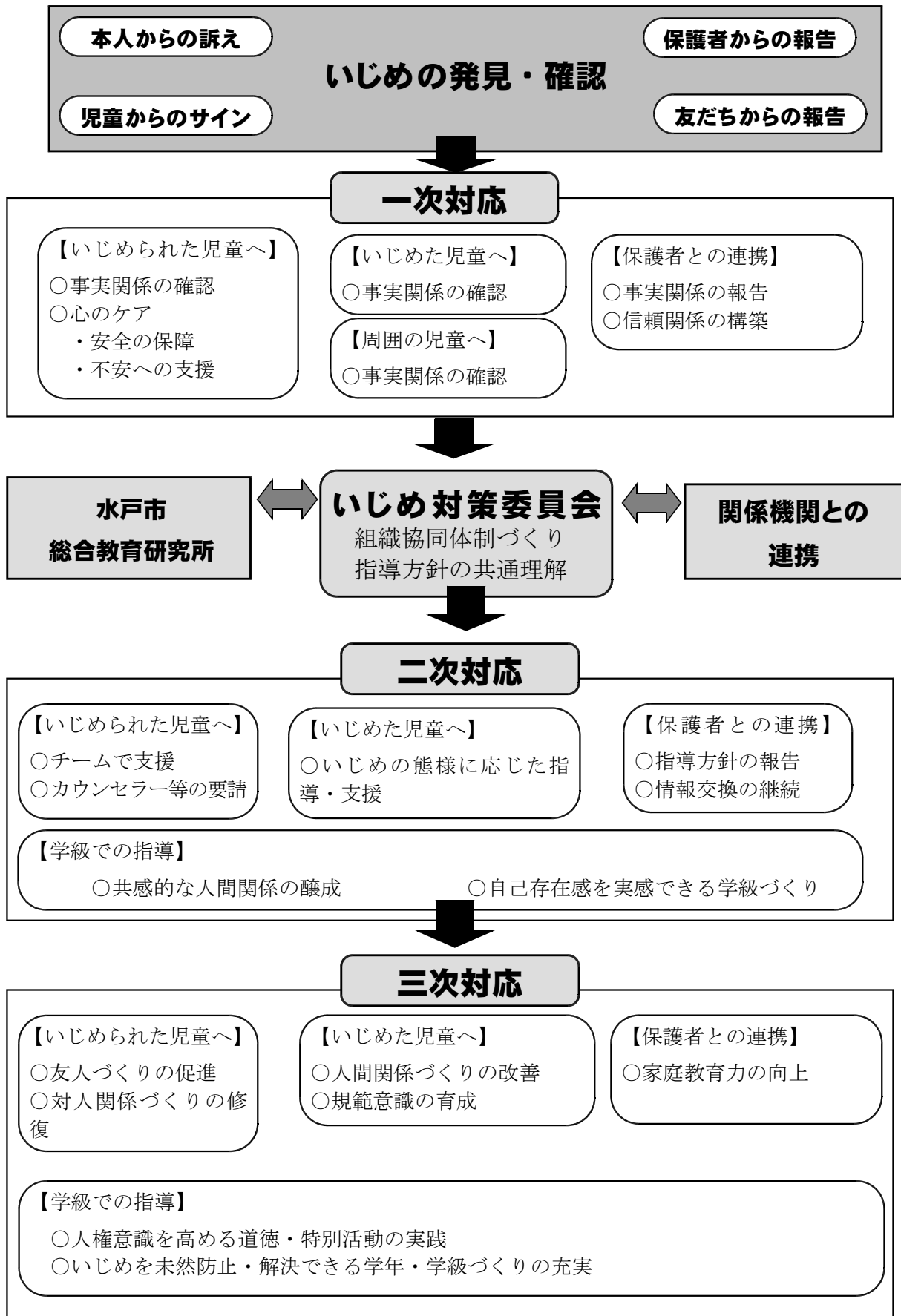
<いじめ発生時における連絡体制>



<いじめ問題の解決のために>

- 主として、小学校低学年に見られるような学級全体が被害者を嫌悪するようないじめの場合には、被害者の孤立感を代弁しながら、加害者を相手の立場に立たせていくような指導を行う。
- 主として、小学校高学年の同性の仲間集団に見られるグループ間の力関係を誇示するようないじめの場合には、加害者に自分の行為を客観的に見つめ直すような指導を行う。
- 主として、中学校に見られる被害者が仲間集団に拘束されているような場合には、集団内での行為が悪ふざけなのかいじめなのかを区別する必要がある。その場合、加害者は「責任の回避」や「危害の否定」、「非難する者への非難」など、いじめを正当化することがある。当事者だけでなく、それ以外の言動や日頃の観察を通じた指導が必要である。

<いじめ問題への対応の順序>



<重大事態への対応の順序>

